

民生委員・児童委員のマーク

## 民生委員・児童委員 「100周年活動強化方策」

平成29年、民生委員制度は創設100周年を迎えました。  
急速に進む地域社会や家族・家庭の変化、また、寄せられる期待を踏まえ、  
本会では以下の3項目を「100周年活動強化方策」における活動の重点とし、  
全国の民児協関係者がその力を合わせ、取り組んでいくこととします。

### 重点 1 地域のつながり、地域の力を高めるために

- (1) 自治会・町内会活動と民生委員・児童委員活動との連携強化
- (2) 「一声運動」「挨拶運動」などを通じたつながりの強化
- (3) 住民同士が支え合える仕組みづくりへの協力
- (4) 子育てを応援する地域づくりの推進

### 重点 2 さまざまな課題を抱えた人びとを支えるために

- (1) 積極的な訪問活動を通じた住民との関係づくりの推進
- (2) 出張相談会等を通じて相談の「入り口」を広げる
- (3) 住民の代弁者としての意見具申、提言活動の強化
- (4) 社会福祉協議会との一層の連携・協働
- (5) 社会福祉法人・福祉施設との積極的連携
- (6) 共同募金への協力と民児協活動での活用

### 重点 3 民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくために

- (1) 単位民児協の機能強化による民生委員・児童委員への支援
- (2) 都道府県・指定都市民児協による委員支援
- (3) 民生委員・児童委員候補者の選任方法の多様化
- (4) 地域住民への積極的な PR 活動の展開

平成29年8月 全国民生委員児童委員連合会

## 身近な福祉の相談役

# あなたのまちの 民生委員・児童委員



### 四日市市役所 福祉総務課

〒510-8601 四日市市諏訪町1-5

TEL : 059-354-8109 / FAX : 059-359-0288

E-mail : fukushisoumu@city.yokkaichi.mie.jp

四日市市

# ご存じですか？

## 「民生委員・児童委員」



### 民生委員・児童委員とは？

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された福祉に関するボランティアで、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。  
また、子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する民生委員・児童委員を主任児童委員といいます。

民生委員・児童委員は担当の区域を持ち、四日市市では170～360世帯ごとに1人を基準として配置されています。  
任期は3年で、再任も可能です。3年に1度、一斉改選が行われます。

### どうやって選ばれるの？

それぞれの地域で、福祉に理解のある方が住民の中から選ばれ、市や県で審議したのち、国に推薦されます。これを受けて、厚生労働大臣が委嘱します。  
(特別な技術や資格は必要ありません)

### 給与は出るの？

非常勤の地方公務員という身分にあたりますが、民生委員法第10条により、給与は支給されません。ただし、交通費や通信費などの活動にかかる実費の一部が、各地区の民生委員児童委員協議会を通じて三重県や四日市市から手当てされています。



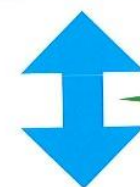
### どんなことをしているの？

地域住民である皆さんと同じ立場で相談にのり、必要であれば福祉制度や子育て支援サービスを受けられるように、関係機関へつなぐパイプ役になります。

自らも地域住民の一員として、地域の方々や福祉団体などと協力して、誰もが安心して生活できる地域づくりのために活動しています。

関係機関

市役所、社会福祉協議会、学校、児童相談所など



連携・協力

### 民生委員・児童委員、主任児童委員



- **世帯状況の把握**  
家庭環境や地域での情報収集など
- **情報提供**  
ニーズに応じた福祉・サービスなどの情報提供
- **相談・援助**  
各種相談、見守り支援など

相談・支援

地域の高齢者や  
障害者等のために



安心・安全な地域づくり

地域住民の安心・安全を  
守るために



子育て支援

子どもと子育て家庭を  
地域全体で支えるために



※民生委員・児童委員の活動は個人の私生活に立ち入ることもあるため、活動上知り得た情報について守秘義務が課せられています。